

保険料を抑えるポイントは 最適な『任意保険』選び

このコーナーでは、利益を確保していく上で知っておくべき「運送原価」の基礎知識を紹介していきます。今回は固定費である「保険料」に含まれる『任意保険』の種類について船井総研ロジ株式会社の鈴木敦大氏に解説してもらいます。

自社に必要な保険の選択を

自動車保険は、大きく分けると『自動車損害賠償責任保険(前号で解説)』と『任意保険』の2つです。『任意保険』は、自賠責保険とは違い強制ではないため、自由に契約することができます。同保険は下記にあげるように主に7種類あります。

【他人への賠償に関する補償】

1. 対人賠償責任保険

人身事故を起こし、歩行者、同乗者、他の車の搭乗者などの他人を死傷(後遺障害を含む)させて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険ではまかえない金額を補償する保険。

2. 対物賠償責任保険

自動車事故で他人の財物(自動車、建物、電柱など)を破損・汚損してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金が支払われる保険。

【自身の補償】

3. 人身傷害補償保険

自身の自動車または他の自動車に搭乗中や歩行中に自動車事故で死亡、後遺障害、傷害などを被った場合に、自己の過失割合にかかわらず損害額が支払われる保険。

4. 自損事故保険

電柱との衝突や崖からの転落のような単独事故などで、運転者および搭乗者が死亡、後遺障害、傷害などを被り、損害が自賠責保険の補償の対象とならない場合に保険金が支払われる保険。

5. 無保険車傷害保険

相手が対人賠償責任保険に加入していない場合や、加入していても保険金額が不足している場合などに保険金が支払われる保険(運転者や搭乗者が死亡または後遺障害を被った場合に限る)。

6. 搭乗者傷害保険

自動車事故で運転者および同乗者が死亡、後遺障害、傷害などを被った場合に、保険金が支払われる保険。

7. 車両保険

偶然な事故(衝突、火災、盗難、台風、洪水など)によって損害を被った場合に、保険金が支払われる保険。

こうした種類があることを理解し、自社に最適な保険を選ぶことが、月当たりの保険料を抑えるポイントになります。何が必要か必要でないかを十分に検討しましょう。

出典:「損害保険料率算出機構 自動車保険の制度概要・基本用語」から一部流用